

別表3

認定手続きにおける提出書類一覧表  
(提出日から3か月以内に発行されたものを有効とする。)

○：必須 △：該当する場合

		扶養事実 確認書 (別紙)	給与見込証明書 (給与実績証明書)	確定申告書の写し 収支内訳書の写し	年金支払通知書又は 年金改定通知書の写し	在学証明書	住民票等
		扶養手当が支給されていない者					
配偶者	パート等収入がある者	○	○				
	事業収入がある者	○		○			
	年金収入がある者	○			○※		
子 (姻族は除く)	学生(義務教育期間中の子、同居の高等学校在学中の子を除く)					○	
	学生でない者(収入なし)	○					
	学生でない者(収入あり)	○	○				
孫・兄弟・姉妹 (姻族は除く)	学生(義務教育期間中の子、同居の高等学校在学中の子を除く)					○	
	学生でない者(収入なし)	○					
	学生でない者(収入あり)	○	○				
父母・祖父母 (姻族は除く)	無職の者(収入なし)	○					
	パート等収入がある者	○	○				
	事業収入がある者	○		○			
	年金収入がある者	○			○※		
親 その他三親等以内の 族の	学生(義務教育期間中の子、同居の高等学校在学中の子を除く)					○	○※
	無職の者(収入なし)	○					○※
	パート等収入がある者	○	○				○※
	事業収入がある者	○		○			○※
	年金収入がある者	○			○※		○※
組合員と別居している子以外の者(学生)						○	
組合員と別居している者(学生以外)		[必須書類] 扶養事実確認書 援助額の確認書類					
認定対象者に配偶者がいる者 (組合員の配偶者を除く)		配偶者の収入の確認書類					

注) 表のほか、認定事由によっては次ページの書類が必要となる。

※ 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

注) 表のほか、認定事由によっては次の書類が必要となる。

- ・ 学生が在学証明書を提出しない場合…扶養事実確認書、送金額の確認書類  
その他収入確認書類
- ・ 退職による場合…退職日が確認できる書類（退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、健康保険資格喪失証明書等）
- ・ 他の医療保険制度の被保険者資格を喪失した場合…健康保険資格喪失証明書
- ・ 子の認定において、配偶者が被扶養者又は組合員でない場合  
…配偶者の前年又は直近の収入確認書類
- ・ 孫、兄弟姉妹の認定において、第1扶養義務者である親等がいる場合  
…第1扶養義務者の収入確認書類
- ・ 婚姻による場合や、養子縁組により子を認定する場合…戸籍謄本（抄本）
- ・ 事業を廃止した場合…税務署提出分の廃業届の写し
- ・ 同居した時…同居した日が確認できる書類（住民票世帯全員分の写し）
- ・ 雇用保険受給満了による場合…個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合、雇用保険受給資格者証両面の写し。
- ・ 被扶養者の認定対象者が配偶者（国民年金第3号被保険者に該当する場合に限る）の場合…国民年金第3号被保険者関係届（被扶養者異動届を兼ねていない国民年金第3号被保険者関係届）  
（届には個人番号を記入する。基礎年金番号の記入可であるが、この場合は、基礎年金番号を確認する書類の添付が必要）

※ 上記添付書類のほか、必要に応じて関連資料の提出を求める。